

Step 5 【作成の優先度が高いと判断した場合】

区市町村における本人の基礎情報の収集、避難支援等実施者の候補者や避難先候補施設に協力を打診

※【作成の優先度が相対的に高くないと判断した場合】の手順は P. 33～

Step2 により優先度が高いと判断した避難行動要支援者の個別避難計画作成については、内閣府取組指針等において、改正法施行後からおおむね5年程度で取り組むこととされており、区市町村の支援により計画作成を進めることが考えられます。計画作成に先立ち、区市町村は、計画作成に必要な基礎情報を収集し、避難支援等実施者の候補者や避難先候補施設に協力を打診します。

1. 本人の基礎情報の収集

個別避難計画作成するに当たり、避難行動要支援者名簿に記載等されている情報に加え、区市町村の関係部局で把握している計画の対象者に関する情報を集約するよう努めます。

なお、前述のとおり、区市町村内部での情報活用について、災害対策基本法第49条の14第4項では、地域防災計画に基づく個別避難計画作成に必要な限度で、避難行動要支援者に関して区市町村が保有する情報を、その保有に当たって特定された目的以外の目的のために、区市町村の内部で利用できるとされています。

また、災害対策基本法第49条の14第5項では、市町村長は、個別避難計画作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めるとされており、難病患者にかかる情報等、区市町村で把握していない情報が個別避難計画作成のために必要であると認められるときは、関係都道府県知事や民間事業者等に対して、情報提供を求められます。

さらに、避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項などについて、避難行動要支援者本人や家族、関係者（本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員など）の理解を得て、情報を把握します。

【取組のポイント】

- ・災害対策基本法第49条の14第5項の規定は、情報提供を求められた者に対して情報提供することの義務を課すものではなく、個人情報保護法制における「法令に定めがある場合」に該当するものとして、避難行動要支援者に関する個人情報を区市町村に提供することが可能とするものであることに留意してください。
- ・情報提供の依頼に際しては、法令の定め（災害対策基本法）に基づく依頼であることを、書面をもって明確にすることが望ましいです。

2. 避難支援等実施者の候補者や避難先候補施設に協力を打診

地域の実情や検討を踏まえ、避難を支援する者を選定し、避難支援等実施者の候補者に協力を打診します。また、避難先候補施設の管理者等に避難者の受入れが可能かどうか確認します。

【取組のポイント】

- ・避難支援等実施者を確保するためには、地域住民や消防団、自主防災組織等と避難行動要支援者をマッチングし、災害発生時だけではなく、平常時からの関係づくりを促すことが重要です。この際、地域に事業所や宿舍等を有する企業等からも、避難支援等実施者としての協力を得ることが考えられます。なお、区市町村によるマッチングによらず、避難行動要支援者自ら避難支援等実施者を探すことを望む場合があることに留意してください。
- ・避難支援等実施者個々の状況等を踏まえ、複数人で役割分担（安否確認、避難支援、など）することにより、災害発生時の支援対応の負担感の軽減が期待されます。
- ・地域における支援者の輪を広げるため、地域の避難訓練等を通じて、同じ地区内に住む避難行動要支援者の支援を近隣住民に経験してもらうことも大切です。
- ・避難行動要支援者が寝たきりの場合など、心身の状況により避難支援等に困難を来す場合は、あらかじめ近隣の介護施設等による支援について調整しておくことなども考えられます。

事例 1

責任や義務ではなく、共助の取組であることの説明

支援者の候補者に打診する際には、支援者は自身・家族の安全確保を前提とし、そのうえで可能な範囲で支援すること、支援について法的な責任や義務を負うものではないことを説明している。

また、自助に関連付けて分かりやすいイメージを持ってもらえるよう、地区防災講座や市ホームページでは、「まず『自分や家族を助ける』ことから始め、可能な範囲で『ご近所の方々と一緒に助かる』ための地域の助け合いにご協力ください。」という旨の説明をしている。

島根県出雲市(令和4年度「内閣府個別避難計画作成モデル事業報告書」より)

事例 2

避難支援等実施者の候補者の負担と不安の軽減に重点を置いた説明

地域住民から協力を得るためには、地域の負担感や不安感が軽減され、かつ、メリットが感じられることが重要と考え、長崎市では、『安心カード(急変時・災害時対応版)』の避難支援者、地域協力者を記入する欄に、『声かけや避難支援が必ず約束されるものでないこと』の記載に加え、「避難支援者(実際に避難を支援する人)」と、「地域協力者(可能な範囲において声かけや避難を支援する人)」と分け、地域住民が避難支援者を引き受けることの負担が軽減されるようにした。

長崎県長崎市(令和4年度「内閣府個別避難計画作成モデル事業報告書」より)

事例 3

要支援者等が希望する支援の聞き取りの実施

- 避難支援等実施者が行う避難支援等の具体的な内容を示す
- 避難後の生活に必要な情報を介護支援連携指導書等を参考に整理し関係者と共有

課題

避難支援等実施者を引き受けてくださった方が、具体的な避難支援等の内容が分からないため、支援者を断る場合や、要支援者が避難後の生活に不安を感じるケースがあった。

取組の方針や内容

市が、具体的な避難支援等の内容を整理したうえで例示し、地域は、要支援者やご家族に、希望する支援内容を聞き取ったうえで、避難支援等実施者に依頼することとした。また、介護支援連携指導書などを参考に、避難後の生活に必要な情報を「個別避難計画別紙」としてまとめ、支援者に共有した。

取組の成果・結果

具体的な支援内容や避難生活に必要な情報を整理したことにより、双方の不安解消に繋がり、細やかな支援に繋がった。

成果が得られた理由

避難支援等実施者もさることながら、要支援者も、どういった支援をお願いして良いか分からない場面があり、より細やか支援方法を模索したこと。

愛知県岡崎市(令和4年度「内閣府個別避難計画作成モデル事業報告書」より)